

仙台市工事成績評定要領

(平成25年3月19日財政局長決裁)

(目的)

第1 この要領は、仙台市検査事務要綱（昭和46年8月1日実施。以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定めることにより、請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上を促進するとともに、受注者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象は、1件の請負代金額が100万円以上の工事とする。

(評定者)

第3 工事の評定者（以下「評定者」という。）は、検査員及び当該契約で定めた監督員とする。

(評定の方法)

第4 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行う。

2 評定は、評定対象工事が土木工事の場合は別添1「工事成績評定採点表（土木）」により、建築工事・電気設備工事・機械設備工事・プラント工事の場合は別添2「工事成績評定採点表（営繕）」により行う。

3 評定の結果は、別記様式第1の工事成績調書に記録する。

(評定の時期)

第5 監督員は工事の完成後に、検査員は完成検査の実施後に、それぞれ速やかに評定を行う。なお、完成検査以外の検査では評定を実施せず、確認した内容について、完成検査時の評定に反映させる。

(評定の手順)

第6 工事担当課長は、要綱第12条に規定する完成検査請求と併せ、監督員が評定（製造請負契約は除く。）した工事成績調書（工事成績評定採点表を含む。）を検査課長に提出する。ただし、同第33条に規定する各課検査及び同第34条に規定する委任検査にあっては、指名検査員に提出する。

- 2 検査員は、評定（製造請負契約は除く。）を行い、工事成績調書を作成する。
- 3 工事担当課長は、指名検査員が工事成績調書を作成した場合、速やかに、検査課長に通知する。ただし、工事評定点が65点未満の場合は、検査課長及び契約担当課長に通知する。
- 4 検査課長は、第2項に規定する工事成績調書を工事担当課長に通知する。ただし、工事評定点が65点未満の場合は、工事担当課長及び契約担当課長に通知する。

（工事評定点）

第7 工事評定点は、法令遵守等を除いた各評定者の評定点に表－1に掲げる配分率を乗じて求めた点数の合計から法令遵守等を減じて、少数点以下第1位を四捨五入し、整数として表示する。

表－1 評定者別配分表

評定者	監督員	主任監督員	総括監督員	検査員
配分率	0.4		0.2	0.4

（評定結果内容の通知）

第8 要綱第14条第1項に定められた工事成績評定通知書を通知する際には、別添1又は別添2の工事成績評定採点表により算定した項目別評定点が記載された書面を添付する。

（委任）

第9 この要領の施行に関し必要な事項は、検査課長が定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

なお、「工事成績調書作成要領」、「工事成績評定様式（平成23年9月29日版）」及び「工事成績評定 別表 H19年度版」並びに「仙台市工事成績評定試行要領」は、平成25年3月31日廃止する。

附 則（平成29年4月28日改正）

この改正は、平成29年5月1日から実施する。

附 則（令和4年5月30日改正）

この改正は、令和4年6月1日から実施する。

附 則（令和4年9月20日改正）

この改正は、令和4年10月1日から実施する。

附 則（令和6年5月16日改正）

この改正は、令和6年6月1日から実施する。

附 則（令和6年8月28日改正）

この改正は、令和6年9月1日から実施する。

附 則（令和6年9月27日改正）

この改正は、令和6年10月1日から実施する。

附 則（令和6年10月23日改正）

この改正は、令和6年11月1日から実施する。

附 則（令和7年2月19日改正）

この改正は、令和7年4月1日から実施する。